

十和田サンバ実行委員会規約

(目 的)

第1条 この会は、十和田市を活気のある町にする為、「十和田サンバカーニバル」の開催を通して、関係諸団体との連携を深めながら、町の歴史を辿り、社会資源の発掘、子供や社会教育の一助となり町おこしの実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この会は、次の事業を行う。

1. 十和田サンバカーニバル運営事業
2. 十和田市の活性化の為に多目的なイベント運営事業
3. その他、総会で認められた事業

(会 員)

第3条 この会の会員は目的に賛同する以下の者をもって構成し、別に会員名簿を事務局が作成し備え置く。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) サポーターズクラブ

(役 員)

第4条 この会の役員として、委員長1名、副委員長若干名、幹事長1名、幹事若干名、監事1名を置く。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び相談役)

第5条 顧問及び相談役については、総会で選任し議決する。

(役員の仕事)

第6条 各役員の仕事は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 幹事長は、実行委員会の運営及び事業活動を統括する。
- (4) 幹事は、幹事長を補佐し実行委員会の運営及び事業活動を司る。
- (5) 監事は、実行委員会の事業内容及び会計について監査を行う。

(事務局)

第7条 この会の事務局は委員長の指定する所とする。

- 2 事務局には事務局長を置き、その選任は委員長が行う。

(運 営)

第8条 この会の事業を運営するためには、幹事はその任に当たり、運営方法・会計報告等については、必要に応じて総会を招集し決定する。

(総 会)

第9条 総会は正会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画、予算及び決算に関すること
- (2) 規約の改廃に関すること
- (3) その他審議が必要と思われる事項

3 総会は、年1回の定時総会と随時の臨時総会により開催する。

4 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 委員長が必要と認め召集をしたとき
- (2) 正会員総数の過半数から要請があった場合には、委員長がこれを召集する。

5 総会は、役員の過半数の出席をもって開催する。

6 総会は、出席者の過半数で議事を決する。

(経 費)

第10条 この会の経費は、会員の年会費及び、市民及び企業からの寄付及び協賛によって運営する。

2 会員の年会費は、以下とする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 正会員 | 10,000円 |
| (2) 賛助会員 | 3,800円 |
| (3) サポートーズクラブ | 1,000円 |

3 会員の年会費の納入時期は、毎年4月とする。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則 この規約は平成21年12月23日より施行する。

この規約は平成24年 4月21日より施行する。